



あぐに



筆ん崎

2月の主な内容

- 教育委員会だより 2頁
- 総務課だより 3～6頁
- 民生課だより 7～9頁
- 村長だより 12頁



■村の人口と世帯数（令和3年12月31日）

	西	浜	東	計	前月比	
人口	男	95人	123人	148人	366人	2人減
	女	71人	102人	142人	315人	増減無
計	166人	225人	290人	681人	2人減	
世帯数	111世帯	142世帯	164世帯	417世帯	3世帯減	

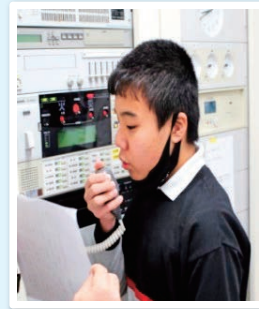
■ハブの捕獲数（令和4年1月15日時点）

令和3年度	平成29年度からの総数
53匹	84匹

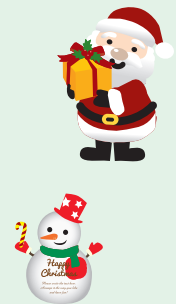


3学期始業式 (小中学校)

1月6日(木)の3学期の始業式では感染症対策の一環で、全校放送の形で実施しました。小学部では6年生が3学期の目標はテスト勉強を頑張ること。中学部は3年生が最後の島での生活、勉強をがんばるという決意表明をしてくれました。校長先生からは3学期はまとめの時期、学び残しのないようにしっかりと取り組んでほしいと伝えました。



クリスマスプレゼント (幼小中学校)



毎年クリスマス恒例のプレゼントが子ども達一人一人に届きました。伊良皆元教育長、レジー・クレクリー様、宇野友三郎様、Yuki & Bill Jacobs様、ありがとうございました。

沖縄県こども青少年芸術劇場 (小中学校)

12月14日(火)の2校時と4校時に小中別で琉球交響乐团による木管五重奏の演奏会がありました。これは芸術鑑賞の機会の少ないへき地や離島等の児童生徒に優れた舞台芸術を提供して、生の芸術にふれる喜びと表現活動へ参加する機会を確保することにより、文化芸術活動の機運を醸成する目的で沖縄県教育委員会芸術鑑賞機会提供事業です。

最後は、生徒を代表し演奏者のみなさまへお礼の挨拶で幕を閉じました。



2月5日予定の学力向上推進実践発表会は、感染症対策のため中止となります

粟国村東区長代理募集のお知らせ

現在、粟国村は東区長が不在の状況となっており、東区長代理を募集しています。令和4年3月31日までの任期満了までの期間となりますが、区長代理に立候補する方は、下記を確認し申込書を提出して下さるようお願いいたします。

届出日時：令和4年2月1日(火)～2月28日(月)午前12時まで
※土、日も申込書提出を受け付けています。

届出場所：粟国村役場総務課

届出書類：区長代理募集申込書

※委託料※ 128,000円

※区長協力業務※

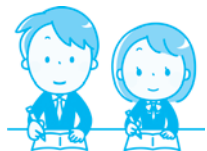
- (1) 村行政に係る文書の区民への配布に関すること。
- (2) 村通達事項の区民への周知伝達に関すること。
- (3) 簡易な調査報告に関すること。
- (4) 村長が必要と認めた事項



令和4年度南部振興会奨学生（貸与）募集について

一般財団法人南部振興会では南部地域の人材育成を目的として、学業及び人物ともに優れており、経済的理由により就学に困難があると認められる大学生に対し、奨学金の貸与を行なっています。令和4年度も募集しておりますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

- ① 募集定員 12名以内
- ② 市町村推薦人数 1名
- ③ 応募締切 令和4年4月15日(金)
- ④ 貸与額 県内月額40,000円、県外月額50,000円
- ⑤ 募集要項 粟国村役場総務課までお問い合わせ下さい。



令和4年成人式中止と記念品についての報告

令和4年1月8日(土)に予定しておりました「令和4年粟国村成人式」は、新型コロナウイルスの急激な感染拡大のため、感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきました。

新成人の皆様には、社会の一員として晴れやかなスタートを祝福し、その前途を激励するため記念品とお花をお送りしております。

国税の納付は「キャッシュレス納付」が便利です！

以下のいずれかの方法で、納期限までに納付してください。

詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

➤ 「国税の納付手続(納期限・振替日・納付方法)」(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>)
(スマートフォン等でQRコードを読み取るとアクセスできます。)

簡単! 便利な!

1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら



2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

さらに詳しい情報は
こちら



《確定申告後、納期限から振替日まで余裕ができます!!》

令和3年分 確定申告	申告所得税及び 復興特別所得税	消費税及び地方消費税 (個人事業者)
納期限	令和4年3月15日(火)	令和4年3月31日(木)
振替日 ※振替納税を ご利用の場合	令和4年4月21日(木)	令和4年4月26日(火)

※ 令和3年1月から「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」がe-Taxにより提出できるようになりました。金融機関届出印や電子証明書は不要です。振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を令和4年3月15日(火)までに提出してください。

3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら



4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら



感染リスク軽減のためパソコンやスマートフォンでの申告のお願い!

所得税及び復興特別所得税の
確定申告・3月15日(火)
納期限は

所得税及び復興特別所得税の
振替納税の
振替日は 4月21日(木)

密を作らない

確定申告会場への入場には
整理券が必要
各会場へ当日配付
LINEから事前発行
(※申告書等の提出のみの場合は不要です。)



パソコンやスマートフォンで、申告書を作成することができます。

詳しい情報は
国税庁ホームページの
確定申告特集で
国税庁で検索



ご案内

「事業主のみなさん」

個人住民税は特別徴収で納めましょう

法律で定められています



個人住民税の特別徴収をわかりやすく解説します!



個人住民税特別徴収のチエプロクウ先生

総務省・全国地方税務協議会



個人住民税 特別徴収の概要



個人住民税の特別徴収とは？

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り(給与天引きし)、納入していただく制度です。
- 事業主(給与支払者)は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。(地方税法第321条の4)

特別徴収制度のしくみ



用語の解説

- 個人住民税とは、市町村民税と道府県民税を併せた地方税のことです。
- 給与引き去り(給与天引き)による納入を「特別徴収」といいます。
- 「特別徴収」以外に、市町村から送付される納税通知書で個人が納付する方法を「普通徴収」といいます(年4回)。
- 従業員には、短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含まれます。



個人住民税 特別徴収 Q&A

Q1

特別徴収とは何ですか？

A 個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り(給与天引きし)、納入していただく制度です。

まずは、用語の定義じゃな。

Q2

特別徴収はしなくてもいけないのですか？

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員(納税義務者)の個人住民税を特別徴収することが法律(地方税法第321条の4及び市区町村条例)により義務づけられています。

実は、義務なんじゃ。

Q3

従業員は家族だけなので特別徴収はしなくても良いでしょうか？

A 家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。

全ての従業員なんじゃ。

Q4

従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

A 原則として、アルバイト、パート、役員等全ての従業員から特別徴収する必要があります。ただし次の場合は特別徴収を行う必要はありません。
・支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等

少なくとも特別徴収じゃ!

Q5

従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？

A しなくてはなりません。ただし、従業員(納税義務者)が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度(「納期の特例」)を利用できます。

選択ではないんじや。

Q6

どのような場合に特別徴収しなければなりませんか？

A 従業員(納税義務者)が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主(給与支払者)は原則として特別徴収しなければなりません。

Q7

特別徴収するメリットはあるのですか？

A ①事業主(給与支払者)は、個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、所得税のように事業主(給与支払者)が税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。
②従業員(納税義務者)は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくて済みます。

Q8

事業主(給与支払者)が特別徴収した個人住民税は、従業員(納税義務者)が住んでいる市町村ごとに納入しないといけませんか？

A 個人住民税は、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入する必要があります。金融機関で納入する場合は、市町村から送付された納入書により納付することが出来ます。なお、指定金融機関以外の金融機関から納付する場合は手数料がかかる場合があります。

Q9

従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしてもらっているが…

A 事業主(給与支払者)が特別徴収義務者となることは、法令(地方税法第321条の4)に定められています。事務が複雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。

Q10

従業員から普通徴収で納めたいと言われるが…

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員(納税義務者)の希望により普通徴収を選択することはできません。



民事調停・家事調停

調停には、お金の貸し借りなどの民事のトラブルを扱う**民事調停**と、離婚や相続などの家庭のトラブルを扱う**家事調停**があります。民事調停は主に**簡易裁判所**、家事調停は**家庭裁判所**で扱われます。

01. 手続きが簡単

法律の知識がなくても、一人で**簡単**に手続きできます。

裁判所の窓口やウェブサイトで、申立書の書式や必要書類についてご案内しています。

02. 費用が安い

手続きに必要な手数料は、例えば、貸金10万円の返還を求める場合は**500円**、離婚を求める場合は**1200円**です。その他、郵便料金が必要になります。

03. 判決と同じ効果

話合いでまとまった（調停が成立した）内容が守られないときは、強制執行（預金口座や給与の差押えなど）ができる場合があります。

04. 秘密が守られる

非公開の手続きであるため、調停になっていることは第三者にはわかりません。裁判所には守秘義務があるので、言いにくいことも話せます。

令和4年10月、調停制度は発足100周年を迎えます。

調停制度発足100周年広報用キャラクター「アイアイアイ」
紛争の要点をよく見る「メガネアイ」、話をよく聴く「オオミミアイ」、
解決に向けて話し合う「ハナシアイ」。三匹合わせて「アイアイアイ」です。



◀ 民事調停についての詳しい説明はこちらをご覧ください。

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html



◀ 家事調停についての詳しい説明はこちらをご覧ください。

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_03/index.html

または

裁判所 民事調停 🔍

裁判所 家事調停 🔍

で検索！



1/27 (木)



栗国村歯科診療所

OPEN!

診察日 月・火・木・金・土曜午前

診察時間 午前：09時00分～13時00分
午後：14時00分～18時00分

休診日 祝日・日・水・土曜午後
年末年始（12/29～1/3）



← 役場

港 →

民宿宝玉さん

[こちら](#)

TEL : 098-988-2955

ごみ出しルールを守りましょう！

きちんと分別し、自宅の門の前に朝 **8時30分** までに出して下さい。

- ・ごみ袋は、(ごみを入れ過ぎず) 片手で持てる重さで、必ず口をしぼって出して下さい。
- ・一度に多量とならないように計画的に出して下さい。
- ・燃えるごみ・・・指定袋で出して下さい。
- ・燃えないごみ・・・袋を分けて出して下さい。
- ・資源ごみ・・・袋を分けて出して下さい。



(ペットボトル)

→キャップとラベルは燃えるごみへ入れ、中身を取り除き、軽く水洗いをして出して下さい。

(アルミ缶・スチール缶)

→中身を取り除き、軽く水洗いをして出して下さい。
(空のペンキ缶、油缶は燃えないごみへ)

(ビン)

→中身を取り除き、軽く水洗いをして出して下さい。

(段ボール・紙類)

→テープやラベルは剥し、ヒモ等で縛って、合計3束以内を1回で出して下さい。ただし、紙類は濡れるとリサイクルできませんので、雨の日には出さないようにして下さい。また、ペンキや油がついた段ボール・紙類はリサイクルできませんので、燃えるごみで出して下さい。

問い合わせ先
民生課 TEL : 098-988-2017

～地域における身近な相談・支援ボランティア～ 民生委員・児童委員募集

民生委員・児童委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受け一番身近な相談支援活動に取り組む方々で、地域のみなさんと福祉をつなぐ地域の相談窓口です。村内の民生委員・児童委員は、児童・高齢者の見守り訪問活動をおこなったり、学校・行政機関などと連携し、村民が安心して暮らせるよう様々な相談支援をしており、社会福祉の推進に努める大変重要な存在です。

民生委員・児童委員の活動には7つのはたらきがあります。

- 〔1〕 社会調査活動：生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。
- 〔2〕 相談活動：地域住民が抱える問題について、親身になって相談にのります。
- 〔3〕 情報提供活動：福祉の制度、サービスの情報を提供します。
- 〔4〕 連絡通報活動：適切な福祉サービスを受けられるよう関係機関との間に立つ、連絡役となります。
- 〔5〕 調整活動：必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。
- 〔6〕 生活支援活動：快適な生活ができるよう支援活動をします。
- 〔7〕 意見具申活動：生活上の問題点や改善策について、関係機関に意見を提起します。

【募集について（2名）】

・民生委員の任期は3年です。・民生委員・児童委員になるための主な要件としては

- 〔1〕 地域の実情をご存知の（または理解したい）人
- 〔2〕 社会福祉に理解情熱があり、実際に活動できる人
- 〔3〕 年齢は概ね30歳以上75未満の方などです。

【問い合わせ】

- ・粟国村役場 民生課（電話番号：988-2017）
- ・民生委員・児童委員連絡協議会（粟国村社会福祉協議会）（電話番号：988-2045）



農業者年金

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます！

◆加入資格

- 60歳未満
- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業従事



税制面の優遇措置や終身年金で80歳までの保障付きなど様々なメリットがあります。お気軽にご相談ください。

栗国診療所

医師 三宅孝充



新型コロナウイルスの第6波が、沖縄全域で猛威を奮っています。規模も性質も、これまでの流行とは異なる今回の流行において、栗国島のような離島において知っておくとも良いと思う内容を、これまでの知見を整理してお伝えしたいと思います。

今や主流となったオミクロン株は、複数の報告から、従来のデルタ株よりも感染力が強いことが分かっています。感染してから発症するまでの期間は、平均すると約3日であり、従来の5日と比べて短くなっています（ほとんどの人が7日以内に発症）。一方で、重症化することは少なくなっており、英国からの報告で入院率はデルタ株の約1/3でした。

症状の特徴として、デルタ株と比べて喉の痛みが出る事が多く、これまでの報告で感染者の5割以上が喉の痛みを自覚していました。一方、デルタ株で比較的多いとされていた味覚・嗅覚障害は少なく1割程度でした。

ワクチンの効果は下がっているが、3回目接種で取り戻すことができる

皆さんが、昨年受けた新型コロナワクチンの有効性は、半年以上が経過した今、かなり低下しています。現在、沖縄で感染した人の半数以上は、ワクチンを過去に2回接種している人たちです。

英国からの報告では、ワクチンを2回接種してから半年以上経過すると、発症予防効果は10%まで低下しますが、3回目の接種を受けることで約70%まで高くなりました（ただし、数ヶ月経つとこの効果は40-50%まで低下してしまいます）。入院予防効果は、3回目の接種によって約90%まで高めることができ、この効果は3ヶ月以降も維持されることが分かっています。

このことから、ワクチンは3回目を接種することで、特に重症化を予防する効果を取り戻すことができ、高齢者や持病をもつ人にとっては大きな武器になります。栗国村では、2月と3月に3回目の予防接種が予定されています。それらが済めば、以前のような「日常」を取り戻せる可能性が高くなります。逆に言うと、それまでをどうしのぐか、この2ヶ月が頑張りどころと言えます。

本島で3泊以上滞在する人は帰島前にPCR検査を

オミクロン株は、従来株よりもより早く発症することから、本島に3泊以上滞在する場合は、帰島前にPCR検査を受けることを推奨します。検査が陰性でも感染を否定するものではないため、本島で人の混み合う場所へ出入りされた方は特に、帰島後少なくとも5-7日間は感染対策により注意し、同居家族以外との飲食を控えることが大切です。

高齢者や持病を持つ人は、早期治療が有効な可能性がある

新型コロナ感染症はこれまで、中等症（酸素投与が必要）以上の人にしか治療法はありませんでした。しかし現在、発症早期の軽症者に対しても、重症化を予防できる治療法があります（ただし、肥満や心臓病など、重症化リスクのある一部の人が対象になります）。そのような意味で、早期発見の重要性は第5波の時より増したと言えるでしょう。一方で、若くて持病のない人は、ほとんどが軽症か無症状で経過することから、治療の中心は風邪と同じ対症療法であることは、第5波の時と大きく変わりません。

子どもを感染から守るのは周囲の大人にかかっている

子どもの感染源は同居家族であるという傾向は、第5波の時と大きく変わらないでしょう。オミクロン株はデルタ株よりも、家族内感染率がより高くなっていることから、大人が家庭内に持ち込まないようにすることはますます重要です。地域で感染が流行している状態では、同居家族に風邪症状を認める場合、本人に症状がなくても登校を控えることを検討する必要があります。

オミクロン株が、従来のデルタ株と比べて子どもで重症化しやすいかどうかは、現時点では明らかになっていませんが、そのような根拠は今のところ出ていません。

抗原検査キットって持っておいた方がいいの？

検査は本来補助的なものであり、医師が目的に応じて使用することで、正しい対策へつなげることができます。ただし、感染が爆発的に広がり、誰もが検査をすぐに受けることができない状況では、自分で手軽にできる抗原検査は有用かもしれません。

疑わしい症状がある場合、粟国島ではまず診療所へ相談することが望ましいですが、それがためらわれる場合の補助として、本島へよく行き来される方や、高齢者を介護される方などは持っておくと良いでしょう。

もし「症状があり、本島へ最近出たことのある人」や「症状があり、疑わしい人と最近接触歴のある人」は検査してみてください。結果が陰性でも、2、3日後に再検査すると結果をより信頼できます。結果が陽性だった場合は診療所へご連絡下さい。結果が陰性でも、感染を否定するものではないことに注意して下さい。

抗原検査キットの購入を検討している方は、「薬事承認」（国のお墨付き）を得ているものを推奨します（薬局やドラッグストアで購入できます）。薬事承認を得たものは、パッケージに「体外診断用医薬品」と書かれています。それ以外のキットは精度が保証されておらず、お勧めできません。

基本に忠実であることが一番の身を守る術

第5波の時と比べて、色々と変わったことはありますが、感染対策という意味での基本は同じです。引き続き、「密を避ける・マスク着用・手指消毒」を守り、本島へ行き来する際はPCR検査を受け、ワクチン接種の機会を漏らさないことが大切です。

マスク着用に関しては、未だに鼻がマスクからのぞいている人が散見されます。オミクロン株の感染力の強さから、1月14日に米国のCDC（疾病予防管理センター）はマスク着用の重要性を強調し、「保護力のなるべく高いマスクを、正しく着用する」よう推奨しました。

布マスクは、不織布マスクに比べると保護力が劣ることから、島外へ行き来する方や、感染すると重症化しやすいリスクのある方は、布マスクではなく不織布マスクを利用することをお勧めします。なお、どれだけ高機能なマスクでも、鼻がのぞいていたり大きな隙間があれば意味がありません。自分のマスク着用が適切か、今一度見直してみてください。

何よりも大切なことは、発熱や風邪症状のある方は、症状がある間は仕事を休み、登校を控えることです。自宅待機期間の目安は、「発症から少なくとも5-7日経過し、発熱がなく、症状が改善傾向となるまで」です。検査が陰性でも、この方針は大きく変わりません。なぜなら、繰り返しになりますが、流行が拡大している状況では「結果が陰性でも感染を除外するものではない」からです。

なお、屋外でのウォーキングや運動は、感染リスクにはなりません。島内住民に限った通いの場合も、感染リスクになることはほとんどありません。これらは健康維持のために大切なことですので、今後もぜひ続けていきましょう。また、いざという時の備えとして、見落としがちですが体調管理は非常に重要です。重症化しやすいとされるリスクのうち、肥満や喫煙といった習慣は修正可能であり、これらと関係する生活を見直すことは、感染予防に限らず人生の大きな財産になります。

新型コロナウイルスは、若年者では重症化しにくく「風邪」に近いウイルスになったとはいえ、高齢者や持病のある人にとっては、依然として脅威になり得ます。医療や介護の現場がひっばくした状況では、地域に住む1人ひとりの正しい知恵と行動が求められます。今回の内容が皆さんの感染対策の参考になれば幸いです。

粟国診療所からのお願い

粟国診療所では、今後の状況によっては、対面診療を電話診療へ急に切り替えることがあるかもしれません。これに関しては事前予告が難しく、直前に村内放送で周知させてもらうことがあるかもしれませんが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

当院は、今後も皆さんにとって身近な存在でありたいと思っています。新型コロナに関して気になることがあれば遠慮なくご相談下さい。もし週末に風邪症状を自覚し、急ぎ相談したいご要望があれば、119から相談することも可能です（ただし夜間はお控え下さい）。

村長だより 第17号

いいそーがちで一びる。くんねいん、ゆたしくうにげーさびら。

今年こそはコロナにさよならしたいと全国民が心から願っていたにもかかわらず、コロナは新たにオミクロン株に変異して、その猛威を緩めてくれません。かえって一日の感染者数を更新する勢いです。(1月15日には当時過去最高の1,829人の感染者がでました) この便りを皆様にお届けするときは旧正月の最中ですが、感染対策を十分行って楽しいお正月を祝っていただきたいと思います。

さてコロナ禍の中、各種行事が中止になるなど私たちの生活にも随分変化が見られました。沖縄本島はもちろん島の親戚やお友達に会いに出かけるのもためらわれ、また冬の寒さのせいもあってつつい家の中に閉じこもり運動不足になっている方が多いのではないのでしょうか。

そこで提案ですが「ピンチはチャンス」という言葉があります。コロナというピンチに負け続けても面白くありません。これまで延び延びにしていた学習や習い事を始めるチャンス、商売をなさっている方々はコロナ不況に打ち勝つ新たな事業展開を練るチャンスとしてはいかがでしょうか。是非、今年を静かな活動の中で自分自身を再発見し更なる飛躍の年にして頂けたらと思います。時節柄、寒さが厳しくなっています。ご自愛ください。

村長日程表

R4年1月

- 12日(水) 来訪 生活研究会
- 28日(金) web会議 沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会

2月

- 2日(水) 船起こし行事参加
- 7日(月) 出張) 第2回南部広域市町村圏事務組合理事会
- 14日(月) 出張) 南部市町村会定例総会

※事情により変更等がございますので、予めご了承ください。

粟国中学校を卒業される方へお知らせ

高校へ進学又は学生等は、那覇からの往復運賃の割引が受けられます。

【対象者】

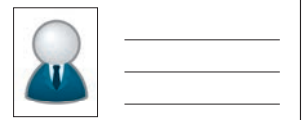
1. 離島出身高校生(村外にある高等学校に進学する者で、父母のどちらかが村内に居住し、住民登録を行っている者)
2. 離島出身学生等(学校教育法(昭和22年法律第26号)で定める学校に在学する者で父母のどちらかが村内に居住し、住民登録を行っている者)

【必要なもの】

1. 学生証又は在学証明書、住所が確認できる書類及び保護者の住所が確認できる書類の提出が必要です。

※現在使用している離島住民割引運賃カードを持参して下さい。

沖縄県離島住民割引運賃カード
(離島出身学生等)



粟国村携帯通信活用情報システム

- 船舶情報 ●防災情報 ●役場からのお知らせ
- お魚情報 ●航空情報 ●観光情報
- 特売情報が届くようになります。QRコードを読み取ってご登録下さい。



納税について

※納め忘れのないよう、よろしくお願ひします。
※納付期限を過ぎた納付書は金融機関でお取扱いできませんのでご注意ください。

◎粟国村役場では、税金や各種料金は納付忘れが気にならない郵便局の口座引き落としをおすすめしています。次の税金や各種利用料がゆうちょの口座から引落が可能です。

- 固定資産税 第4期(納付期限) 2月28日(月)
- 国民健康保険税 第8期(納付期限) 2月28日(月)
- 後期高齢者医療保険料 第8期(普通徴収) 2月28日(月)

- ①固定資産税 ②軽自動車税
- ③住民税 (担当: 総務課 ☎988-2016)
- ④国民健康保険税 ⑤後期高齢者医療保険料
- (担当: 民生課 ☎988-2017)
- ⑥上下水道料 ⑦村営住宅使用料
- (担当: 経済課 ☎988-2258)

通帳と届出印、納税通知書や支払い済みの領収書をお持ちの上、郵便局で申し込み手続きをお済ませ下さい。不明な点は、それぞれの担当課にお問い合わせ下さい。粟国村内であれば粟国郵便局(988-2004)でも対応可能です。

地域おこし協力隊だより

大豆に小さな“さや”ができました

経済課畑に地大豆タカアンダーを植えてから2か月。現在は草丈20cmほどに成長しました。うぶ毛がたくさん生えた小さく可愛い“さや”をつけ始めています。

昨年と同様に草丈が短く心配しましたが、うるま市の農家さんにアドバイスをいただくと、フクユタカなどの外来種に比べて沖縄在来種は草丈が短いのが特徴、ということで一安心。このところの寒さで少し葉の縮みも見られますが、このまま元気に育つよう見守ります。

大豆の株間には、去年に種を落としたパクチーが自然に芽をだしています。パクチーは独特の香りが特徴のハーブです。タネは香辛料としても使われますが、キャベツやトマトなどのコンパニオンプランツ（一緒に植えると良く育つ）として虫よけにも役立つ植物です。

写真左は、大豆の成長を邪魔しないよう、こまめに刈り取り作ったパクチー生春巻きです。若芽はやわらかく香り豊かなサラダになりました！



農業振興担当 樺山



粟国駐在所だより

盗難被害に注意

昨年粟国村で受理した盗難件数は2件です。
また、被害届が出されない盗難に関する相談は7件ありました。
内訳は

- 無施錠の家屋（酒、食べ物、工具など 計5件）
- 無施錠の車（工具、かばんなど 計2件）
- 敷地内（屋外）（工具など 計2件）



となっており、屋外を含めると**全て無施錠による盗難**となっています。
わずかな時間でも**外出する際には戸締まりする習慣**をつけるようお願いします。

2月 栗国村行事カレンダー・ニューフェリーあぐに運航予定

日程・日時変更の際は村内放送でお知らせします。

日/旧暦/曜日	運航予定		行事予定	日/旧暦/曜日	運航予定		行事予定
	泊発	栗国発			泊発	栗国発	
1 1/1 火	9:55	14:00	●旧正月	16 1/16 水	9:30	15:00	・旧十六日
2 1/2 水	9:55	15:00	●船おこし行事	17 1/17 木	9:55	14:00	健康相談 午前9時30分～午前11時 保健師室
3 1/3 木	9:55	14:00	●村おこし行事 ・サカンケー	18 1/18 金	9:55	14:00	
4 1/4 金	9:55	14:00		19 1/19 土	9:55	14:00	
5 1/5 土	9:55	14:00	・初御願	20 1/20 日	9:55	14:00	
6 1/6 日	9:55	14:00		21 1/21 月	9:55	14:00	
7 1/7 月	9:55	14:00		22 1/22 火			運休 渡嘉敷代船
8 1/8 火	9:55	14:00	足腰教室 午後1時30分～午後4時 東ふれあいセンター	23 1/23 水	9:55	14:00	・天皇誕生日
9 1/9 水	9:55	14:00	新型コロナウイルス予防接種 (3回目) 65歳以上 午前10時～ 午後5時 離島振興総合センター	24 1/24 木	9:55	14:00	健康相談 午前9時30分～午前11時 保健師室
10 1/10 木	9:55	14:00	新型コロナウイルス予防接種 (3回目) 65歳以上 午前9時～ 午後12時 離島振興総合センター	25 1/25 金			運休 渡嘉敷代船
11 1/11 金	9:55	14:00	・建国記念の日	26 1/26 土	9:55	14:00	
12 1/12 土	9:55	14:00		27 1/27 日	9:55	14:00	
13 1/13 日	9:55	14:00		28 1/28 月	9:55	14:00	
14 1/14 月	9:55	14:00	足腰教室 午後1時30分～午後4時 東ふれあいセンター				
15 1/15 火	9:55	14:00					

村運営バス・デマンド型乗合タクシー

・アニー号 (コミュニティバス)
港の発着時刻に合わせて停留所を定期的に運行します。

・りかりか号 (デマンド型乗合タクシー)
予約して乗り合って目的地へ送迎します。

利用時間 8:30～17:30
受付時間 8:30～17:00

電話 080-9852-7362

利用したい時間の30分前までご連絡下さい。
上記以外の時間帯やバス・タクシーに関するお問い合わせ

電話 098-988-2016



船舶へのお問い合わせ

- ・栗国村船舶課 (7:30～17:15)
☎ 098-988-2495
- ・那覇船舶事務所 (8:00～17:00)
☎ 098-862-5553

* 船内持込手荷物は、お一人様10kg未満に限らせていただきます。その他のものはコンテナに預けて下さい。

消費生活相談窓口

- ・栗国村役場民生課 ☎ 098-988-2017
- ・消費者ホットライン ☎ 0570-064-370



栗国村航空機について

運航日時

1日1往復 週3往復程度 (月曜日・水曜日・土曜日)

那覇空港発 9時15分
栗国空港着 9時45分

栗国空港発 11時15分
那覇空港着 11時45分

予約

第一航空株式会社那覇営業所
(営業時間 07:30-17:00)
電話番号 098-859-5531